

ショートステイ利用料金表（2020年4月より）

2020年4月1日
特別養護老人ホーム さくら

介護サービス（要介護1～要介護5の方の利用料）

【従来型多床室】 サービス内容

併設短期生活Ⅱ/機能訓練配置加算/サービス提供体制強化加算/夜勤職員配置加算/介護職員処遇改善加算Ⅰ/特定処遇改善加算Ⅱ

◆基本料金 1日あたり 1単位あたり 10.88円

介護度	介護保険単位数	1割自己負担金	利用者負担限度額段階 ※1		料金合計	送迎サービス費	
			滞在費	食費			
要介護1	682 単位	¥742 (処遇改善加算含む)	第1段階	¥0	¥300	¥1,042	送迎については 片道で ¥217 (処遇改善加算含む) です。基本的に 自宅への送迎の み、になります。 す。
			第2段階	¥370	¥390	¥1,502	
			第3段階	¥370	¥650	¥1,762	
			第4段階	¥855	¥1,392	¥2,989	
要介護2	756 単位	¥823 (処遇改善加算含む)	第1段階	¥0	¥300	¥1,123	
			第2段階	¥370	¥390	¥1,583	
			第3段階	¥370	¥650	¥1,843	
			第4段階	¥855	¥1,392	¥3,070	
要介護3	834 単位	¥907 (処遇改善加算含む)	第1段階	¥0	¥300	¥1,207	
			第2段階	¥370	¥390	¥1,667	
			第3段階	¥370	¥650	¥1,927	
			第4段階	¥855	¥1,392	¥3,154	
要介護4	909 単位	¥989 (処遇改善加算含む)	第1段階	¥0	¥300	¥1,289	
			第2段階	¥370	¥390	¥1,749	
			第3段階	¥370	¥650	¥2,009	
			第4段階	¥855	¥1,392	¥3,236	
要介護5	983 単位	¥1,070 (処遇改善加算含む)	第1段階	¥0	¥300	¥1,370	
			第2段階	¥370	¥390	¥1,830	
			第3段階	¥370	¥650	¥2,090	
			第4段階	¥855	¥1,392	¥3,317	

◆生活保護の方は、介護度に関わらず1日300円の食費のみの請求になります。

◆料金は概算ですので、多少誤差は生じます。

◆介護報酬の改定や施設の体制に変更が生じれば、利用料にも変更が生じますのでご了承ください。

◆上記料金合計は、介護負担割合1割の方が対象です。2割以上の方は担当者にお尋ねください。

※1～利用者負担限度額とは、所得の低い方には滞在費と食費の負担限度額が設けられています。

利用者負担限度額段階の区分は、第1段階＝老齢福祉年金や生活保護受給者、第2段階＝年金80万円以下
第3段階＝年金80万円超～266万円未満で、第1～3段階は非課税の方が対象です。

第4段階＝課税世帯の方等。（介護保険負担額認定証は第4段階の方には発行されていません）

介護保険負担限度額証をお持ちの方はご確認ください、該当する料金合計を参照ください。

尚、第1段階で生活保護の方は食費のみの請求になります。

【随時加算項目】 通常は算定されません。対象者のみ基本料金と別途で請求されます。

サービス内容	料金	介護保険単位数
短期生活療養食加算（かかりつけ医が疾病治療の手段として治療食が必要と診断された方）	9円	1食 8単位
若年性認知症利用者受入加算（初老期における認知症の方）	132円	120単位

ショートステイ利用料金表（2020年4月より）

2020年4月1日
特別養護老人ホーム さくら

介護予防サービス（要支援1～要支援2の方の利用料）

【従来型多床室】 サービス内容

併設短期生活Ⅱ/機能訓練配置加算/サービス提供体制強化加算/夜勤職員配置加算/介護職員処遇改善加算Ⅰ/特定処遇改善加算Ⅱ

◆基本料金 1日あたり 1単位あたり 10.88円

介護度	介護保険単位数	1割自己負担金	利用者負担限度額段階 ※1		料金合計	送迎サービス費
			滞在費	食費		
要支援1	503 単位	¥547 (処遇改善加算含む)	第1段階	¥0	¥300	¥847
			第2段階	¥370	¥390	¥1,307
			第3段階	¥370	¥650	¥1,567
			第4段階	¥855	¥1,392	¥2,794
要支援2	621 単位	¥676 (処遇改善加算含む)	第1段階	¥0	¥300	¥976
			第2段階	¥370	¥390	¥1,436
			第3段階	¥370	¥650	¥1,696
			第4段階	¥855	¥1,392	¥2,923

送迎については
片道で
¥217
(処遇改善加算含む)
です。基本的に
自宅への送迎の
み、になります。

- ◆生活保護の方は、介護度に関わらず1日300円の食費のみの請求になります。
- ◆料金は概算ですので、多少誤差は生じます。
- ◆介護報酬の改定や施設の体制に変更が生じれば、利用料にも変更が生じますのでご了承ください。
- ◆上記料金合計は、介護負担割合1割の方が対象です。2割以上の方は担当者にお尋ねください。

利用者負担限度額段階の区分は、第1段階＝老齢福祉年金や生活保護受給者、第2段階＝年金80万円以下
第3段階＝年金80万円超～266万円未満で、第1～3段階は非課税の方が対象です。
第4段階＝課税世帯の方等。（介護保険負担額認定証は第4段階の方には発行されていません）
介護保険負担限度額証をお持ちの方はご確認ください、該当する料金合計を参照ください。
尚、第1段階で生活保護の方は食費のみの請求になります。

【随時加算項目】 通常は算定されません。対象者のみ基本料金と別途で請求されます。

サービス内容	料金	介護保険単位数
短期生活療養食加算（かかりつけ医が疾病治療の手段として治療食が必要と診断された方）	9円	1食 8単位
若年性認知症利用者受入加算（初老期における認知症の方）	132円	120単位